子どもの国籍取得に関する質問主意書

提出者

保坂

展人

子どもの国籍取得に関する質問主意書

籍取 告書の審査、 平成七年一 得) などの 月二七 ならびに市民的及び政治的権利に関する国際規約 国籍 日 裁判が注目を集 :の最高: **E裁判決** め、 (無国 また児童の [籍児訴 訟 権利に関する条約について日本政府が提出 や平成九年一〇月一七日 (いわゆる自由権規約) について日本政 の最高裁判決 (非嫡: した第一 出子の国 府が 口 報

提出、 した第四回報告書の審査が今年行われることになっている現状を踏まえ、 以下の点を質問する。

- 一 子どもの国籍取得に関する統計数値について
- $\widehat{\underline{1}}$ 「在留外国人統計」 によると、 四歳以下の無国籍児の数が急増しているが、 その原 因 は何 か。
- $\widehat{\underline{2}}$ を拒否されている例が見受けられるが、その数 フィリピンやタイなどの外国国 籍として登録されている子どもが、 (二〇歳未満) は今年の三月三一日 本国政 府 か 5 現在 旅券の で何 発行など 人か。
- $\widehat{\underbrace{3}}$ ラジ として登録されている子ども(いずれも二〇歳未満) されている例が見受けられるが、このようにブラジル国籍として登録されている子どもと、 日本でブラジル人夫婦から生まれた子どもは、ブラジル政府から旅券の発行を受けているが、ブ ル憲法によると、ブラジル国籍を取得しない。それにもかかわらず、ブラジル国籍として登録 は、三月三一日現在でそれぞれ何人か。 無国 籍

- 4 外国人母から生まれた子どもが、 日本人父の認知を受けても日本国籍を取得しない例が見受けら
- れるが、その数(二〇歳未満)は三月三一日現在で何人か。
- 出生後に外国人らしい母親が病院から行方不明になった子どもに対して、 国籍法二条三号にいう「父母
- がともに知れないとき」に当たるとして、日本国籍の取得を認めた平成七年一月二七日の最高裁判決につ

いて

 $\widehat{1}$ この裁判で、国側は、外国人出入国記録(EDカード)によって、「母が知れている」ことを立

証しようとしたが、 最高裁判決の後も、 同じ方法によって、 母親を特定することが可能であると考

えるか。

 $\widehat{\underline{2}}$ 最高裁判決は、 「ある者がその子の父又は母である可能性が高いことをうかがわせる事情が 存在

することを立証した」だけでは足りないと述べているが、EDカードによる調査は、この最高裁判

決に反するのではないか。

 $\widehat{\underline{3}}$ ピン大使館が旅券の発行を拒否したため、 この最高裁判決の事案では、子どもは、一旦フィリピン国籍として外国人登録されたが、フィリ 無国籍として登録し直したという経緯がある。 かような

四

ケースにおいて、 日本政府は、 当該外国政府との間で、 子どもの国籍について協議する必要はない

と考えるか。

4 この 最高語 裁判決の後、 法務省は、「最高裁判決を真摯に受け止めて、 今後の国籍行政に生か して

ゆきたい」とのコメントを発表しているが、それにもかかわらず、 無国籍児が急激に増えている現

状は、どう考えるか。

 $\overbrace{5}$ ブラジル人夫婦から生まれた子どもは、 無国籍になるが、 国籍法二条三号の適用を受けない。 日

本政府は、 在日ブラジル人の増加に鑑みても、 かような子どもに日本国籍を与えるため、 国籍法を

改正する必要はないと考えるか。

三 日本人父と外国 人母 から生まれた非嫡出子について、 出生後の認知によって日本国籍の取得を認めた平

成九年一〇月一七日の最高裁判決について

 $\widehat{\underline{1}}$ 本年一月三〇日の法務省民事局長通達は、この最高裁判決と同様の事案について、 子の出生後三

か月以内に嫡出推定を排除する裁判が提起され、 裁判確定後一四日以内に認知 の届出等がされてい

る場合には、 原則として出生による国籍取得を認定するとしているが、 かような期間を経過してい

る場合には、 民事局長の指示を求めるとしているだけであり、 具体的な国籍認定基準を示していな

\ \ \ \

出 生による国籍取得は、 できるかぎり確定的に認定する必要があるが、政府は、 この通達で十分

と考えるか。

 $\widehat{\underline{2}}$ そもそも、 民事局長通達が認定の基準とした「子の出生後三か月」「裁判確定後一四日以内」と

いう要件は、 平成九年一〇月一七日の最高裁判決で示された被上告人のケースとほぼ 致している

 \mathcal{O} は単なる偶然か。 もし、 「子の出生後四か月」 で争われた事件であれば通達 の基準 は 匝 「 か 月 」

となるのか。

 $\widehat{\underbrace{3}}$ この 最 高 裁 判決の補足意見は、 嫡出推定を排除する裁判を提起する期間 および認知届をすべき期

間を、 具体的 数値によって示すために立法的解決が必要であるとしているが、 政府は、 かような法

律案を作成する用意があるか。 またあるとしたら、その内容はいかなるものか。

4 この最高裁判決は、同じく外国人母の非嫡出子でありながら、 戸籍 の記載 () か んによって、 子が

生来的に日本国籍を取得する道に著しい差があることを不合理であると述べているが、そもそも嫡

出子か非嫡 出子か、 胎児認. 知か生後認知かによって、 玉 籍取得に区別があること自体が不合理であ

ると考えられる。 これらは 法 . の 下 の平等」 に反する ので は な 1 か。

児童の権利条約および自由権規約の実施状況報告書について

兀

 $\widehat{1}$ 日本政府 の報告書は、 いずれも無国 **一籍の防止について、** 国籍法二条三号を援用しているが、 最近

 \mathcal{O} 無国籍児の急増ぶりをみても、 この規定の運用ないしこの規定自体に問題はないと考える

 $\frac{2}{2}$ 日 本政 府 の報告書は、 いずれも「限られた範囲で」 無国 籍が生じる場合があることを認めてい る

が、 現行法のもとで、 具体的に無国籍はどのような場合に発生すると考えるか。

3 フ ィリピンやタイなどの外国国 籍として登録されている子どもが、 本国. 政 府か ら当該国 籍 を取得

L ていな いと認定され、 事実上保護を受けない場合にも、 児童の権利条約および自由 [権規: 約 の解釈

として、無国籍は発生していないと考えるか。

4 日本政府 の報告書は、 ١ ر ずれ も無国 1籍児について、簡易帰化が認められているので、 「日本」 国 籍

 \mathcal{O} 取得が 極 めて容易になっている」とするが、 簡易帰化が普通帰化よりも容易であるとい . う根: 拠

(法令、 行政先例など) は何 か。 また帰化は、 法務大臣 の裁量による許可が要件とされてい るの

で、 無国籍児であるからといって帰化が許可されるという保証はないはずであるが、 日本政府は現

状で十分と考えるか。

 $\overbrace{5}$ 児童の権利委員会は、 日本政府の報告書に対して、 政府は、どのような回答を用意しているのか。 非嫡出子の国籍取得に関する情報を開示する

6 ように求めてきているが、 すでにイギリス人父と外国人母から生まれた非嫡出子がイギリス国籍を取得しないことについて

は、 児童の権利委員会の審査で条約違反が指摘されているが、 同様に日本の国籍法も、 条約違反に

なるのではないか。

7 わが 玉 \mathcal{O} 玉 B籍法. および戸籍法は、 外国で生まれて重国籍になった子どもについて、 出生 \mathcal{O} 日 か 5

僅か三か月以内 に国 □籍留保□ 届をしなかっただけで、 日本国籍を失うと定めている。 そのため、 日 本

人夫とフィリピン人妻から生まれた多数の子どもが日本国籍を失っているといわれているが、 政府

は、これが児童の権利条約および自由権規約に違反しないと考えるか。

右質問する。